

建蔽率

最終更新日 令和4年2月2日

法第53条第2項第二号

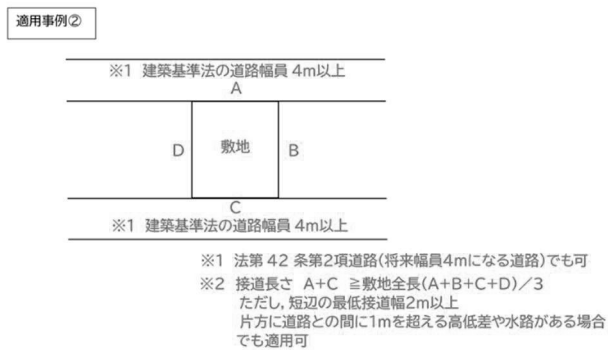
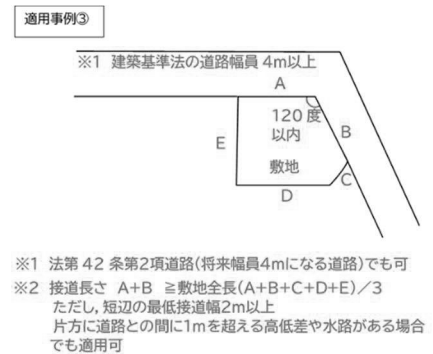
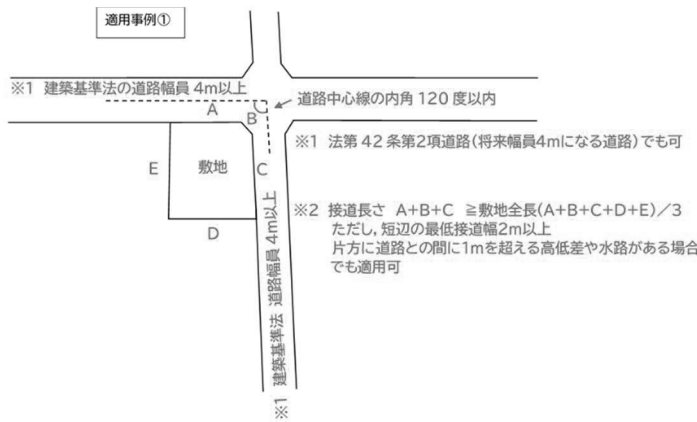
細則第13条

角地の緩和の取扱い

法53条第3項第二号の規定による市長が指定する街区の角にある敷地は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 2以上の道路（法42条第3項の規定に基づき中心線からの水平距離が2メートル未満又はがけ地等の境界線からの水平距離が4メートル未満に指定した道路を除く。）に敷地の周囲の全長の1/3以上が接する敷地（道路が交差し、接続し、又は屈曲する場合において、その部分の内角が120度を超えるときは、その道路は、2以上の道路とはみなさないものとする。）
- (2) 敷地に接して公園、広場、川その他これらに類するものがあり、前号に準ずると認められる敷地

その他これらに類するもの：臨港道路、農免道路、線路敷、農道・水路 いずれも幅4m以上のものに限る。



参考

市細則第13条